

証券コード 5134
(発信日) 2023年1月11日
(電子提供措置の開始日) 2022年12月28日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号
株 式 会 社 P O P E R
代表取締役 粟 原 慎 吾

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第8回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://poper.co/ir/stock/meeting/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年1月25日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号
日本橋茅場町阪神ビル 4階 当社会議室
3. 目的事項

報告事項 第8期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決議事項
議案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があつたものとして取り扱います。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。なお、この場合、委任状のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年11月1日から)
(2022年10月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に加え、原材料価格の高騰やサプライチェーンの混乱、ロシアによるウクライナ侵攻等、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いています。

教育業界においては、従来から問題視されていた教育現場の労働生産性の改善意識も高まっており、新型コロナウイルス感染症を契機としたオンライン教育への急速な関心・注目の高まりや、2020年度から始まった政府のGIGAスクール構想で進められている教育環境のデジタル化といった事業環境への変化にも機敏な対応が求められる1年となりました。

このような状況のもと、当社は、「『教える』をなめらかに」をミッションに掲げ、民間教育業界の中で最も通学率が高い学習塾業界にフォーカスして、そのアナログ業務を効率化するコミュニケーションツール「Comiru」の開発・運用に注力しております。今後も、更なるユーザー獲得及び顧客満足度向上のため、新機能の充実を図り、引き続き機能追加を行っていく予定です。

当社の主力サービスである「Comiru」は、学習塾を中心とした教育事業者等のバックオフィス業務の効率化及び保護者とのコミュニケーション強化に貢献するSaaSであり、教育業界のIT化を推し進めることで、上記課題解決に対し貢献できるサービスです。当事業年度においては、昨年に続き、主力サービスである「Comiru」のID数及び有料契約企業数は順調に増加しました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によるリード及びアポイント獲得遅れや顧客企業内の検討の長期化といった影響が生じているものの、WEB広告を中心としたオンラインマーケティングの拡充や、営業体制の更なる強化に注力し、上記影響を最小限にとどめるとともに、新規顧客獲得の一層の拡大と認知向上を狙ったオンラインセミナー等のマーケティング活動を実施しております。また、大手教育事業者等向けに複数教室のKPI等を集約管理する「ComiruPRO」プランのリリースにより、「Comiru」を基幹系システムとして導入して頂く大手教育事業者も複数獲得することができました。

「Comiru」は、サブスクリプションモデルであり、また顧客である教育

事業者等の生徒集客がID数増加を推進するビジネスモデルであります。これらの特長を踏まえると、新規顧客の獲得に加え、既存顧客からの追加ID獲得が重要であり、また、顧客ニーズに即した魅力的なプロダクトを提供し続ける必要があると考えております。そのために、先行的に顧客ニーズに即したプロダクトを提供するためのシステム開発人員及び営業人員にかかる人件費、並びに新規商談数獲得や認知度向上のためのマーケティング活動費用として広告宣伝費を投下し、前事業年度以降、継続的に投資を実施しております。一方、新しい生活様式、働き方のスタイルを取り入れ、対面での営業活動やセミナーなどを一部オンラインへ切り替えたことにより広告宣伝費、販売促進費、旅費交通費など一部の経費については減少しております。

これらの結果、当事業年度における売上高は、「Comiru」の有料契約企業数の増加や顧客単価の上昇により665,331千円（前事業年度比50.2%）となり、売上総利益は、売上高の増加及び開発部門における開発活動の効率化の取り組みにより476,244千円（前事業年度比57.8%）となりました。一方で、コロナ禍において広告宣伝費及び販売管理費などが計画を下回ったため、営業損失は20,483千円（前事業年度は営業損失180,509千円）となりました。また、支払利息及び上場関連費用の計上により、経常損失が26,987千円（前事業年度は経常損失181,357千円）、システムの不具合から生じた個人情報漏洩の事故等による情報セキュリティ対策費が発生したことや法人税等及び、繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額を計上したことにより、当期純利益が7,927千円（前事業年度は当期純損失184,914千円）となりました。

なお、当社の事業セグメントは教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

また、当社が重視している経営指標の推移は、以下のとおりであります。

項目	2019年10月期	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期
有料契約企業数(社)	506	711	944	1,118
利用生徒ID数(千ID)	87	147	219	330
ARPU(円)(注1)	23,498	32,136	40,638	48,456
ARR(千円)(注2)	108,632	235,794	410,532	609,923
広告宣伝費/売上高比率(%)	23.5	22.0	13.2	5.2
顧客の解約率(%) (注3)	0.6	0.8	0.5	0.5
売上総利益(千円)	88,946	176,536	301,727	476,244
営業利益率(%)	△90.9	△73.5	△40.8	△3.1

- (注) 1. 「ARPU」とは、「Average Revenue Per User」の略称で、有料契約企業1社当たりの「Comiru」の基本利用料（月額課金）の平均値を示しております。
2. 「ARR」とは、「Annual Recurring Revenue」の略称で、基本利用料（月額課金）の1年間の積み上がり状況を示しております。
3. 「顧客の解約率」は、「月中に解約した有料契約企業数÷前月末時点での有料契約企業数」の対象期間の平均です。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資等の総額は、1,476千円であります。その主なものは、従業員が使用するノートパソコンの購入費用であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において実施しました資金調達は次のとおりであります。

- イ 2021年11月15日開催の取締役会及び2021年11月25日開催の臨時株主総会の決議により、株式会社マイナビを割当先とする第三者割当による新株式を発行し、2021年11月30日に108,000千円の資金調達を行いました。
- ロ 2021年12月20日に第1回新株予約権及び第3回新株予約権の全てが行使されたことにより、14,239千円の資金調達を行いました。
- ハ 2022年2月14日開催の取締役会及び2022年2月22日開催の臨時株主総会の決議により、学校法人駿河台学園及び株式会社こうゆうを割当先とする第三者割当による新株式を発行し、2022年2月28日に200,000千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第5期 (2019年10月期)	第6期 (2020年10月期)	第7期 (2021年10月期)	第8期 (当事業年度) (2022年10月期)
売上高(千円)	133,853	262,362	442,880	665,331
経常損失(△)(千円)	△120,743	△194,752	△181,357	△26,987
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△129,128	△195,529	△184,914	7,927
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△51.95	△63.40	△55.91	2.25
総資産(千円)	272,507	434,117	346,715	695,807
純資産(千円)	104,277	261,007	76,065	406,600
1株当たり純資産額(円)	△93.80	△138.59	△194.50	113.14

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数によりそれぞれ算出しております。
2. 当社は、2019年3月27日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。なお、2022年7月29日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

教育業界を取り巻く経営環境は、少子化による学齢人口の減少に伴い、市場全体が伸び悩むという厳しい状況にあります。そのため、教育業界では同業者間での生徒数確保に向けた競争が激化していくことが予測され、より一層の業務効率化と経営上の意思決定の迅速化が必要となり、当社事業へのニーズは高まっていると認識しております。

このような事業環境の中、当社は、学習塾を中心とする教育事業者向けのバックオフィス業務管理システム「Comiru」（売上高の95%以上）を直販中

心に展開しており、現在学習塾で多く導入して頂いております（売上高の95%以上）が、その他教育事業者への導入も増えている状況であります。また、現状他のクラウド型学習塾向け業務管理システムに比べ、提供している機能が多く、利用価格も相対的に安い状況と認識しております。

今後の更なる成長に向けては、業務提携や新サービスの開発等、新領域への積極的な展開を行っていく予定ではありますが、以下の取り組みを対処すべき課題として推進してまいります。

① 組織体制の整備

当社の継続的な事業成長の実現に向けて、多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると認識しております。積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、人事制度の構築やカルチャーの推進等を進めてまいります。

② 情報管理体制の強化

当社は、提供するサービスに関連して多数の顧客企業の機密情報や生徒情報、保護者情報等の個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。今後も社内教育・研修の実施のほか、システムの強化・整備を実施してまいります。

③ 新規事業の展開

現在、当社の収益の大半が「Comiru」サービスから成り立っております。今後も継続的な事業成長の実現に向けて、既存サービスの伸長に加えて、「ComiruAir」、「ComiruHR」の販売強化、「Comiru」を利用する教育事業者等の各講師が得意とする科目や空き時間等を活用した個別指導マッチングサービスの提供等により、教育事業者等の企業価値最大化に寄与する新規事業の展開を積極的に検討してまいります。

④ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社は、事業拡大を目指し、開発投資や顧客獲得活動等に積極的に投資を進めており、2022年10月期は営業損失を計上しております。一方で、資金繰りに関しては、第三者割当有償増資による資金調達やメインバンクを中心に各金融機関とは緊密な関係を維持できることから、取引金融機関と長期的な借入契約を借入の都度締結しているため、現時点において財務上の課題は認識しておりません。

当社の収益の中心であるSaaSビジネスは、サブスクリプション(注)方式で顧客企業に提供しており、継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。一方で、開発費用や顧客企業の獲得費用が先行して計上される特徴があり、赤字が先行しております。

当社では、事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積み上がることで、先行投資として計上される開発費用や顧客企業の獲得費用が売上高に占める割合は低下傾向にあり、2021年10月期以降、売上高に占める営業損失の金額は縮小しております。

一方で、SaaSビジネスにおいては、投資効率を計る指標として広告宣伝費/売上高比率、顧客の解約率が重要な指標となるため、当社ではこれを参考しながら、顧客獲得活動における投資判断をしてまいりました。当該指標を満たす場合に積極的に投資していくことが、中長期的に利益及びキャッシュ・フローの最大化に寄与するものと考えております。

今後も、投資効率指標である広告宣伝費/売上高比率、顧客の解約率等に配慮しながら、サービス強化のための開発活動や、認知度向上のためのマーケティング活動への投資を通じて、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

(注)「サブスクリプション」とは、顧客企業等の利用量に拘わらず、継続的に一定額の利用料が発生する販売方法です。

(5) 主要な事業内容（2022年10月31日現在）

事業区分	事業内容
教育事業者等向け SaaS型業務管理 プラットフォーム事業	教育事業者等向け業務管理プラットフォーム「Comiru」 の開発・販売

(6) 主要な営業所及び工場（2022年10月31日現在）

本社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番21号
----	-----------------------

(7) 使用人の状況（2022年10月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
53名（3名）	1名 増（一名）	33.1歳	2.3年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	102,016千円
株式会社三井住友銀行	61,912

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年11月15日をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。

2. 株式の状況（2022年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 13,500,000株

(注) 2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数は9,000,000株増加し、13,500,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 3,580,053株

(注) 1. 2022年7月21日付で、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主、E種優先株主及びF種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全ての優先株式を自己株式として取得し、当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式について、2022年7月21日開催の取締役会決議により、2022年7月21日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。

2. 2022年7月30日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は2,386,702株増加しております。

(3) 株主数 19名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
栗原 慎吾	1,176,000株	32.85%
学校法人駿河台学園	464,490	12.97
大和ベンチャー1号投資事業有限責任組合	450,000	12.57
KVPシード・イノベーション1号投資事業有限責任組合	231,000	6.45
繆 仁軍	177,900	4.97
ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合	150,000	4.19
株式会社DGベンチャーズ	150,000	4.19
株式会社マイナビ	120,433	3.36
ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合	118,110	3.30
フリービットインベストメント株式会社	99,240	2.77

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年11月15日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場し、2022年11月14日を払込期日とする公募増資及び2022年12月14日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当增资による新株式の発行により、発行済株式の総数は278,900株増加し、3,858,953株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2019年3月27日	2020年9月29日
新株予約権の数		21,420個	3,300個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 64,260株 (新株予約権1個につき3株)	普通株式 9,900株 (新株予約権1個につき3株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 3.3円	新株予約権1個当たり 28円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 849円 (1株当たり 283円)	新株予約権1個当たり 1,356円 (1株当たり 452円)
権利行使期間		2019年3月28日から 2028年12月31日まで	2023年1月1日から 2029年12月31日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 21,420個 目的となる株式数 64,260株 保有者数 1名	新株予約権の数 3,300個 目的となる株式数 9,900株 保有者数 1名

(注) 1. 第2回有償新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について以下の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。但し、下記(6)に該当する場合又は会社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得します。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定します。

- a. 新株予約権者が本項に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合
- b. 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
- c. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が取締役会で承認された場合

(2) 権利者は、2020年10月期の事業年度において、売上高が2億2,000万円以上の場合はに本新株予約権を行使することができます。上記の売上高の判定は、会社が連結計算書類を作成している場合においては会社の監査済みかつ株主総会で承認又は報告された連結損益計算書における売上高を参照し、会社が連結計算書類を作成していない場合においては、一般に公正妥当と認められ

る企業会計の基準に準拠して作成されかつ取締役会（取締役会非設置会社においては取締役の過半数）に承認された連結損益計算書における売上高、又は会社の監査済み（監査役非設置会社においては、不要）かつ株主総会で承認若しくは報告された損益計算書における売上高のいずれか高い金額を参照します。

- (3) 権利者は、会社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権行使することはできないものとします。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (5) 権利者が1個又は複数の本新株予約権行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行いません。
- (6) 上記(2)、(3)及び本新株予約権の取得事由に関わらず、会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立し、会社の取締役会（取締役会が設置されていない場合は株主総会とします。）によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合、権利者は、交付を受けた本新株予約権の全てにつき、行使することができます。
- (7) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。

2. 第4回有償新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権行使することができないものとします。但し、当社の発行済株式総数の過半数に相当する株式が、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含みます。）に対して譲渡される旨の合意が、当該株式の保有者と当該第三者との間で成立し、当社の取締役会によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合には、新株予約権者は上場前においても本新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権行使するまでの間において、次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権行使することができません。
 - ① 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、本新株予約権の発行日以降一度でも、1,353円を下回る価格となったとき
 - ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、本新株予約権の発行日以降一度でも、1,353円を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議のうえ本項への該当を判断するものとします。）

- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (5) 新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行いません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第5回新株予約権
発行決議日		2021年11月25日
新株予約権の数		18,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 3株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	29円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	1,500円 500円)
権利行使期間		2023年1月1日から 2029年12月31日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数 13,200個 39,600株 31名
	外部協力者	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数 5,300個 15,900株 15名

(注) 第5回有償新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができないものとします。但し、当社の発行済株式総数の過半数に相当する株式が、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含みます。）に対して譲渡される旨の合意が、当該株式の保有者と当該第三者との間で成立し、当社の取締役会によって当該株式譲渡に関して譲渡承認の決議がされた場合には、新株予約権者は上場前においても本新株予約権を行使できるものとします。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するまでの間において、次に掲げる各事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができません。
- ① 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、本新株予約権の発行日以降一度でも、1,499円を下回る価格となったとき
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が、本新株予約権の発行日以降一度でも、1,499円を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が株式評価機関と協議のうえ本項への該当を判断するものとします。）
- (3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとします。
- (5) 新株予約権者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとします。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行いません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	栗原 慎吾	
取締役	繆 仁軍	CTO兼開発担当
取締役	林 圭介	COO兼ビジネスディプロップメント担当
取締役	姚 志鵬	CFO兼経営管理担当
取締役	和田 圭史	株式会社エータイ 取締役
常勤監査役	野口 由美子	公益財団法人あすのば 理事 ウェルビー株式会社 社外取締役（監査等委員）
監査役	伊藤 雅浩	情報技術開発株式会社 社外監査役 株式会社マツリカ 社外監査役 シティライツ法律事務所 パートナー 株式会社アンバランス 社外監査役 株式会社StoreHero 社外監査役 カラクリ株式会社 社外監査役 株式会社マイベスト 社外監査役
監査役	永井 文隆	永井文隆公認会計士事務所 代表 クルーズ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社AURUM 代表取締役

- (注)
1. 取締役 和田圭史氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 野口由美子、伊藤雅浩及び永井文隆の3氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 野口由美子氏及び永井文隆氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
 4. 監査役 伊藤雅浩氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております、法令を踏まえた客観的な視点で経営の監視、監督を遂行できる充分な見識を有するものであります。
 5. 当社は、2022年11月15日をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場し、同日付で社外取締役 和田圭史、社外監査役 野口由美子、伊藤雅浩及び永井文隆の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。当社の役員の報酬については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し決定しており、その内容は以下のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立した社外取締役及び社外監査役に原案を諮問し答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

i 基本方針

株主総会が決定する取締役及び監査役ごとの総額の限度内で、取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

ii 報酬決定の方針

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬及びストック・オプションにより構成し、その支給割合方針は、基本報酬90%、短期業績連動報酬10%を目安としており、社外取締役については、独立性の観点からその職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。監査役報酬については、業務執行から独立した立場であることから基本報酬のみとしています。

iii 基本報酬（固定）

業務執行取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して、取締役会で決定するものとします。

iv 短期業績連動報酬（賞与）

業務執行取締役の短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当期純利益の達成状況を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度に応じて算出された額を基本報酬に上乗せして支給することができるものとし、その目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じ取締役会において見直しを行うものとします。

v 非金銭報酬等

業務執行取締役の非金銭報酬等は、中長期の業績及び企業価値との連動性を高めることを目的としたストック・オプションとし、当社の経営状況及び経営環境を考慮し、必要に応じて、都度支給します。新株予約権の発行数は、希薄化等の影響を考慮し、適切な上限を設けて実施します。新株予約権の割当条件、行使条件、その他の条件は、取締役に対して、企業価値向上のための適切なインセンティブとして機能するよう設計します。

vi 報酬決定の手続き

取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立した社外取締役及び社外監査役に原案を諮問し答申を得て、取締役会において審議し決定しております。監査役の報酬は監査役の協議により決定しています。

当社の役員報酬の限度額について、取締役報酬は、2022年1月28日開催の定時株主総会において年額130百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内）に、監査役報酬は年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）であり、監査役の員数は3名であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	45,300 (1,200)	45,300 (1,200)	— (—)	— (—)	5名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8,400 (8,400)	8,400 (8,400)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	53,700 (9,600)	53,700 (9,600)	— (—)	— (—)	8 (4)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職の状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	和 田 圭 史	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席しました。出席した取締役会において、社外役員での豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。加えて、任意の諮問機関であるコンプライアンス・リスク管理委員会に積極的に参加し、社内のコンプライアンス事案における助言や提言を行っております。 また、常勤監査役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべきことを中心に議論し、社外監査役とはコンプライアンスやガバナンス体制について意見交換しております。
監査役	野 口 由 美 子	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会13回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。加えて、任意の諮問機関であるコンプライアンス・リスク管理委員会に積極的に参加し、社内のコンプライアンス事案における助言や提言を行っております。 また、社外取締役との情報交換会では経営課題やガバナンス体制について当社がなすべきことを中心に議論しております。
監査役	伊 藤 雅 浩	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会13回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的知見から、法律面を中心に適宜発言を行っております。 また、取締役との面談ではコンプライアンスやガバナンス体制について意見交換しております。
監査役	永 井 文 隆	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会13回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的知見から、財務・会計面を中心に、資本政策等に関連した会社の重要な取引について適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、東京証券取引所グロース市場上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

内部統制システムを早期に整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、取締役会において決議された「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。
 - ・会社規程集を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態を確保する。
 - ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - ・内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - ・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ・情報管理規程及び個人情報管理規程等を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定・運用するとともに使用人等への教育を行う。
 - ・各業務執行取締役は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
 - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、適切な体制を整備する。不測の事態発生時は迅速かつ適切な対応により、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制
 - ・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じて随時開催をする。
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
 - ・取締役及びグループ長による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、経営管理グループに在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
 - ・補助使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
 - ・補助使用人の人事異動及び考課、ならびに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには速やかに監査役に報告する。
 - ・監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
 - ・監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることがあり、必要な書類の閲覧を行うことができる。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、内部監査担当者、会計監査人との定期的な連絡会を設けるなど連携を深め、実効性のある監査を実施できる体制を確保する。
 - ・監査役は、必要に応じて独自に弁護士又は公認会計士その他の専門家の助言を得て、法令遵守を徹底する。
 - ・監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握するため、監査役会はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は重要な会議への監査役の出席を拒めないものとする。
 - ・監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- ⑧ 反社会的勢力排除のための体制
- ・当社は、反社会的勢力排除規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、対応するものとする。
 - ・当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
 - ・反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是以下のとおりであります。

当社では、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しており、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成し、監査役3名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監査いたしました。

内部監査担当者は、代表取締役の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各グループを対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定期監査役会に加えて、適宜監査役会を開催し、監査役間の状況共有に基づき、会社の状況を把握し、必要な場合は、提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話をを行い、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な裏議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主利益が最大となるよう配当と、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応するための内部留保への最適な配分を行うことを基本方針としております。現在、当社は事業が成長過程にあると認識しており、事業の継続的な拡大発展を実現させるために当事業年度は配当を実施しておりません。

今後は、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題の一つとして認識し、将来的には中間配当又は期末配当による株主への利益還元を検討いたします。

また、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針しております。配当の決定機関は、取締役会とする旨を定款に定めています。

なお、内部留保資金については、事業展開や経営体質強化などに有効活用する方針です。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	602,324	流動負債	138,046
現金及び預金	505,579	1年内返済予定の長期借入金	12,768
売掛金	71,056	未 払 金	38,729
前払費用	23,960	未 払 費 用	30,874
そ の 他	1,729	未 払 法 人 税 等	17,344
固定資産	93,482	未 払 消 費 税 等	27,090
有形固定資産	13,985	預 り 金	8,835
建 物	10,440	そ の 他	2,405
工具、器具及び備品	3,544	固 定 負 債	151,160
無形固定資産	10	長 期 借 入 金	151,160
ソフトウエア	10	負 債 合 計	289,206
投資その他の資産	79,486	(純資産の部)	
敷 金	10,084	株 主 資 本	405,042
差 入 保 証 金	23,000	資 本 金	171,119
繰延税金資産	45,225	資 本 剰 余 金	411,119
そ の 他	1,175	資 本 準 備 金	411,119
		利 益 剰 余 金	△177,197
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△177,197
		繰 越 利 益 剰 余 金	△177,197
		新 株 予 約 権	1,557
資 产 合 計	695,807	純 資 产 合 計	406,600
		負 債 純 資 产 合 計	695,807

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年11月1日から)

(2022年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		665,331
売 上 原 価		189,087
売 上 総 利 益		476,244
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		496,728
営 業 損 失 (△)		△20,483
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3	
消 費 税 等 調 整 額	451	
そ の 他	12	467
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,395	
株 式 交 付 費	1,364	
上 場 関 連 費 用	4,211	6,971
経 常 損 失 (△)		△26,987
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	147	147
特 別 損 失		
情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 費	720	720
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△27,560
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,321	
法 人 税 等 調 整 額	△45,808	△35,487
当 期 純 利 益		7,927

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年11月1日から)

(2022年10月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					株主資本合計	新株予約権	純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金 合計						
	資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計							
当期首残高	10,000	250,000	250,000	△185,124	△185,124	74,875	1,189	76,065			
当期変動額											
新株の発行	154,000	154,000	154,000	—	—	308,000	—	308,000			
新株の発行(新株予約権の行使)	7,119	7,119	7,119	—	—	14,239	—	14,239			
新株予約権の発行	—	—	—	—	—	—	516	516			
当期純利益	—	—	—	7,927	7,927	7,927	—	7,927			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	△147	△147			
当期変動額合計	161,119	161,119	161,119	7,927	7,927	330,166	368	330,535			
当期末残高	171,119	411,119	411,119	△177,197	△177,197	405,042	1,557	406,600			

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(2) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務が充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業）

サービス提供に係わる月額基本料及びその契約から生じる従量料金は、契約義務を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。一方、一時点で充足される履行義務と判断されるものについては、サービス導入のための初期費用を完了時に収益を認識することとしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、収益認識会計基準等の適用による計算書類に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響は、軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当事業年度に計上した金額

繰延税金資産 45,225千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日 企業会計基準委員会）に従って過去の税務上の繰越欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎として算定しておりますが、当該事業計画は、将来の利用生徒ID数や解約件数、契約当たりの売上金額等に一定の仮定を用いて策定しております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、一定期間続くものとして、会計上の見積りを行っておりますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

12,521千円

6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	3,580,053株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	一株
(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないもの を除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	290,601株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、本社ビルの賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である未払金、預り金、未払法人税等及び未払消費税等は、1年以内の支払期日となっております。また、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

差入保証金は、仕入先に対する営業保証金であり、仕入先の信用リスクに晒されておりますが、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

長期借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、支払金利の流動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクに対しては金利を固定化することによりリスク回避を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価(千円)	差額(千円)
① 現金及び預金	505,579	505,579	—
② 売掛金	71,056	71,056	—
③ 敷金	10,084	9,568	△516
資産計	586,720	586,203	△516
① 未払金	38,729	38,729	—
② 預り金	8,835	8,835	—
③ 未払法人税等	17,344	17,344	—
④ 未払消費税等	27,090	27,090	—
⑤ 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	163,928	172,422	8,494
負債計	255,927	264,421	8,494

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③ 敷金

敷金の時価については、回収見込み額を残存契約期間に対応する国債等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

① 未払金、② 預り金、③ 未払法人税等、④ 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当事業年度 (2022年10月31日)
差入保証金	23,000千円

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	505,579	—	—	—
売掛金	71,056	—	—	—
敷金	—	—	—	10,084
合計	576,635	—	—	10,084

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	12,768	12,096	61,424	61,424	11,424	4,792
合計	12,768	12,096	61,424	61,424	11,424	4,792

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	9,568	—	9,568
資産計	—	9,568	—	9,568
長期借入金	—	172,422	—	172,422
負債計	—	172,422	—	172,422

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に敷金の回収予定期間を見積り、国債利回りを基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	124,259千円
未払事業税	2,470千円
未払金	535千円
減価償却超過額	86,193千円
繰延税金資産小計	213,459千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	107,379千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	60,855千円
評価性引当額小計	168,234千円
繰延税金資産合計	45,225千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	学校法人駿河台学園	(被所有) 直接 13.0%	当社サービスの販売	Comiruサービスの販売 (注)	39,813	売掛金	5,522

(注) 價格その他の取引条件は、当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	栗原慎吾	(被所有) 直接 32.9%	当社代表取締役	当社借入に対する債務保証(注)	63,928	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役 栗原慎吾より債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

教育事業者等向けSaaS型業務管理プラットフォーム事業	
収益認識の時期	
一時点で移転される財又はサービス	42,336千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	622,995
顧客との契約から生じる収益	665,331
その他の収益	—
外部顧客への売上高	665,331

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(2) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約残高は、顧客との契約から生じた債権のみであり、残高は以下のとおりであります。

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じる債権	53,718千円	71,056千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	113円14銭
(2) 1株当たりの当期純利益	2円25銭

13. 重要な後発事象に関する注記

(1) 一般募集による新株式の発行

当社は、2022年11月15日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年10月11日及び2022年10月26日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2022年11月14日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は235,519千円、発行済株式総数は3,780,053株となっております。

① 募集方法	:	一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
② 発行する株式の種類及び数	:	普通株式 200,000株
③ 発行価格	:	1株につき 700円 一般募集はこの価格にて行いました。
④ 引受額	:	1株につき 644円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。
⑤ 発行価額	:	1株につき 535.50円 この金額は会社法上の払込金額であり、2022年10月26日開催の取締役会において決定された金額であります。
⑥ 資本組入額	:	1株につき 322円
⑦ 発行価額の総額	:	107,100千円
⑧ 払込金額の総額	:	128,800千円
⑨ 資本組入額の総額	:	64,400千円
⑩ 払込期日	:	2022年11月14日
⑪ 資金の使途	:	①サービス構築費用、②サービスプロモーション費用、③借入金返済、④人件費及び採用費に充当する予定であります。

(2) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2022年11月15日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年10月11日及び2022年10月26日開催の取締役会において、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2022年12月14日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は260,925千円、発行済株式総数は3,858,953株となっております。

① 募集方法	： 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
② 発行する株式の種類及び数	： 普通株式 78,900株
③ 割当価格	： 1株につき 644円
④ 払込金額	： 1株につき 535.50円
⑤ 資本組入額	： 1株につき 322円
⑥ 割当価格の総額	： 50,811千円
⑦ 資本組入額の総額	： 25,405千円
⑧ 払込期日	： 2022年12月14日
⑨ 割当先	： 大和証券株式会社
⑩ 資金の使途	： 「一般募集による新株式の発行 ⑪ 資金の使途」と同一であります。

14. その他の注記

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、経済や社会、企業活動に広範な影響を与える事象ですが、当社においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業活動の停滞、顧客側の意思決定の遅滞などにより、営業上見込んでいた案件の見直しや商談の遅滞など、限定的な範囲にとどまっていることを確認しております。現時点においても新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高く正確に見積もるのは困難であり、感染拡大の長期化・深刻化の状況によっては、当社の将来における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

なお、当事業年度の業績については、足元の受注状況あるいはその他関連データを参考にしたうえでその影響を想定し、今後も新型コロナウイルス感染症による影響は限定的な範囲にとどまるものと仮定しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月27日

株式会社P O P E R

取締役会 御中

P w C 京都監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	齋 藤	勝 彦
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	山 本	剛
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社P O P E Rの2021年11月1日から2022年10月31までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に関する注記（1）に記載されているとおり、会社は、2022年10月11日及び2022年10月26日開催の取締役会において、新株式の発行を決議し、2022年11月14日に払込が完了している。
- 重要な後発事象に関する注記（2）に記載されているとおり、会社は、2022年10月11日及び2022年10月26日開催の取締役会において、オーバーラロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2022年12月14日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月27日

株式会社 P O P E R 監査役会
常勤社外監査役 野口 由美子 印
社外監査役 伊藤 雅浩 印
社外監査役 永井 文隆 印

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役 5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	くりはら しんご 栗原 慎吾 (1983年11月2日)	2007年4月 住友スリーエム株式会社（現スリーエム ジャパン株式会社）入社 2011年7月 ソウルドアウト株式会社 入社 2015年6月 ST進学教室 入社 2015年1月 当社 設立 代表取締役 就任（現任）	1,146,600株
【選任理由】			
栗原慎吾氏は、当社の創業者であり、代表取締役として当社の事業及び経営を指揮し、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。今後も当社の発展に不可欠であると判断し、取締役候補者として適任と判断しました。			
2	びゅう にんぐん 繆 仁軍 (1986年3月25日)	2012年4月 株式会社夢テクノロジー 入社 2013年1月 Wano株式会社 入社 2014年2月 東木商事株式会社 設立 代表取締役 就任 2014年11月 杭州秋樽网络科技 設立 2016年1月 Odigo Japan 株式会社（現 Tokyo Creative株式会社）入社 2016年7月 WhatzMoney株式会社 入社 2017年1月 当社 入社 2017年7月 当社 取締役CTO兼開発担当 就任（現任）	177,900株
【選任理由】			
繆仁軍氏は、技術開発部門に携わり、取締役として豊富な経験と実績を有するとともに、当社入社以降も開発部門の強化に貢献しております。その経験を活かし、当社の経営に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	はやし けいすけ 林 圭介 (1983年7月5日生)	<p>2007年4月 DesignUnit-a 入社</p> <p>2009年4月 Khayashiデザイン事務所 設立</p> <p>2011年9月 株式会社ガター 入社</p> <p>2013年10月 株式会社ウィルゲート 入社</p> <p>2018年4月 当社 入社</p> <p>2018年9月 当社 取締役COO兼ビジネスディプロップメント担当 就任（現任）</p>	13,500株
【選任理由】			
林圭介氏は、経営戦略全般における見識を活かし、当社サービスの改善や新規事業の推進など当社の成長に貢献しております。当社のさらなる成長に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。			
4	よう しほう 姚 志鵬 (1983年5月6日生)	<p>2008年4月 大和証券SMBC株式会社（現 大和証券株式会社）入社</p> <p>2012年7月 A.T.カーニー株式会社 入社</p> <p>2016年4月 株式会社Welby 入社</p> <p>2017年6月 同社 執行役員管理部長 就任</p> <p>2019年4月 同社 執行役員経営企画室長 就任</p> <p>2020年7月 当社 入社</p> <p>2021年2月 当社 取締役CFO兼経営管理担当 就任（現任）</p>	63,000株
【選任理由】			
姚志鵬氏は、証券会社での株式公開支援業務、コンサルティング業務、経営企画業務、スタートアップ企業の管理部長として株式公開まで導いた経験を活かして、当社の発展に貢献しております。これらの実績から当社のさらなる成長に貢献することが十分に期待できることから取締役候補者として適任と判断しました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
5	わだ けいじ 和田 圭史 (1983年3月13日生)	<p>2006年4月 株式会社みずほ銀行 入行</p> <p>2010年1月 株式会社信誠法務会計（現 株式会社KTM PRESENCE）入社</p> <p>2010年4月 合同会社ブロック 代表社員 就任</p> <p>2012年1月 有限会社青山綜合会計事務所 入社</p> <p>2013年2月 株式会社信誠法務会計（現 株式会社KTM PRESENCE）入社</p> <p>2013年4月 同社 取締役 就任</p> <p>2014年6月 株式会社信誠アセットマネジメント 取締役 就任</p> <p>2017年11月 株式会社オープシステム 監査役 就任</p> <p>2018年4月 株式会社エードット（現 株式会社Birdman）入社</p> <p>2019年7月 株式会社エータイ 監査役 就任</p> <p>2021年2月 当社 社外取締役 就任（現任）</p> <p>2022年9月 株式会社エータイ 取締役 就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社エータイ 取締役</p>	—

【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要】

和田圭史氏は、複数の事業会社での取締役・監査役経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識は、当社の経営に対して適切な監督を行うとともに、客観的且つ多角的な視点から有益な助言や提言を頂いております。引き続き、取締役会の監督機能の強化や持続的な企業価値向上に向けた助言や提言が期待できるものと判断し、社外取締役候補者としました。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栗原慎吾氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 和田圭史氏は、社外取締役候補者であります。
4. 和田圭史氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年11ヶ月となります。

5. 当社は、和田圭史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、和田圭史氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社が保険料の全額を負担する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社の全ての取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び訴訟費用等を補填します。但し、犯罪行為、不正行為等法令、規則に違反することを認識しながら行った行為により生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任又は再任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、和田圭史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上